

大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に關し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(サービスの定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げるサービスの定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスであって、旧介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に相当するサービスをいう。
- (2) 基準緩和型訪問サービス 訪問型サービスであって、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスであって、旧介護予防通所介護（整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に相当するサービスをいう。
- (4) 基準緩和型通所サービス 通所型サービスであって、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。

(総合事業の内容)

第5条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）
 - ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - イ 通所型サービス（第1号通所事業）
 - ウ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）

エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

第6条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の（1）ア（エ）①（a）から（d）まで（ただし、一般介護予防事業にあっては、同第2の1の（1）ア（エ）①（a）、（b）又は（d）に限る。）のいずれかにより行うものとする。

（第1号事業の利用対象者）

第7条 第1号事業を利用することができる者は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める者とする。

（1）介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 別表第1に定める者

（2）基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス 市長が別に定める者

（指定事業者により実施するときの第1号事業に要する費用の額）

第8条 総合事業を通知別記1第2の1の（1）ア（エ）①（C）の方法により実施するとき、第1号事業に要する費用の額は、別表第2の区分及びサービスの種類ごとに、別表第2に定める単位数に別表第2に定める1単位の単価を乗じて算出するものとする。

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第1号事業支給費の支給）

第9条 第1号事業支給費の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

（1）介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定された第1号事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

（2）基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

（3）介護予防ケアマネジメント 市長が別に定める額

2 法第59条の2各号列記以外の部分に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費については、前項第1号及び第2号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2各号列記以外の部分に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費については、前項第1号及び第2号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(支給限度額)

第10条 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態により、市長が認めた場合は、事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の支給限度額相当とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 市長は、通知別記1第2の1の（1）ア（コ）及び（サ）の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関する必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3に準ずる。

(指定事業者の指定)

第12条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、同項の申請をした者に通知するものとする。

(指定の更新)

第13条 法第115条の45の6の規定による申請は、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前条の規定による指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、その期間については、市長が認めた場合は短縮することができる。

(指定事業者の基準)

第14条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イの基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）ただし、介護保険法施行規則等の一部改正をする

省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）の第11条第1項中「要支援認定」とあるのは「要支援認定又は事業対象者であること」と、第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

イ 基準緩和型訪問サービス 市長が別に定める基準

(2) 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イの基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）ただし、旧介護予防サービス等基準の第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、第107条で準用する第11条第1項中「要支援認定」とあるのは「要支援認定又は事業対象者であること」とする。

イ 基準緩和型通所サービス 市長が別に定める基準

(変更の届出等)

第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項で定める事項に変更があったときは、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第3号）により、10日以内に、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書（様式第4号）により、その廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者再開届出書（様式第5号）により、10日以内に、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該事業者にその旨を通知するものとする。

(指定の拒否)

第17条 市長は、第12条に規定する指定事業者の指定については、事業所が第14条に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(本市の区域の外の事業所に係る特例)

第18条 第7条、第8条、第9条及び第14条の規定にかかわらず、指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

(事業の委託)

第19条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあっては、法第115条の47第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（事業者の資格）

第20条 指定事業者及び第19条の規定により委託を受けて総合事業を実施する者（以下「総合事業実施事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている法人
- (3) 法人又はその役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

（事業者に対する指導及び監査）

第21条 市長は、総合事業実施事業者に対して、必要に応じて指導及び監査を行うものとする。

2 前項の指導及び監査について必要な事項は、市長が別に定める。

（受託者の遵守事項）

第22条 法第115条の47第4項に基づき総合事業を受託する者は、省令第140条の69各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

（総合事業に係る利用手続き）

第23条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書により、市長に届けなければならない。

- 2 市長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
- 3 第1項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。
- 4 前3項のほか、総合事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（総合事業の利用料）

第24条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の（1）ア（エ）（a）から（c）の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

- 2 この要綱の施行日前においても、指定事業者の指定等に関し必要な手続きについては、この要綱に定めるところにより行うことができる。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分	サービスの種類	利用対象者
訪問型サービス	介護予防 訪問介護相当 サービス	居宅要支援被保険者又は事業対象者で、次に該当する者 心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、身体介護が必要と認められる者
通所型サービス	介護予防 通所介護相当 サービス	居宅要支援被保険者又は事業対象者で、次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、身体介護が必要と認められる者 ② ①以外の者で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、以下に掲げる専門的なサービスが必要と認められる者 (専門的なサービスが必要と認められる者) ・認知機能の低下や精神障害（うつ傾向などを含む）・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが特に必要な者 ・精神疾患やパーキンソン病などの精神難病等を有する者で、専門的な支援を必要とする者 ・人工透析を受けており、身体介護を必要とする者 ・心疾患やがんなどの疾患により日常生活の動作時に支障がある者 ・在宅酸素療法を行っており、専門的な支援を必要とする者 ・重度の視覚・聴覚障害などで専門的な支援を必要とする者 ・第2号被保険者

別表第2（第8条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型 サービス	介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数	市長が別に定める額 (別表第3)
	基準緩和型訪問サービス	市長が別に定める単位数	市長が別に定める額
通所型 サービス	介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数	市長が別に定める額 (別表第3)
	基準緩和型通所サービス	市長が別に定める単位数	市長が別に定める額

別表第3（第8条関係）

介護予防訪問介護相当サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

1 介護予防訪問介護相当サービス費
イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,176単位 (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)
ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位 (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)
ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位 (事業対象者のみ 1月につき・週2回を超える程度の訪問)
ニ 初回加算 200単位 (1月につき)
ホ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (1月につき) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1月につき)

へ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×137／1000
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×100／1000
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）+所定単位×55／1000
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）+(3)の90／100
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）+(3)の80／100

ト 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+所定単位×63／1000
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+所定単位×42／1000

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトを算定しない。

注2 ホの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 イからハまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90／100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4 イからハまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15／100を乗じた単位を足す。

注5 イからハまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10／100を乗じた単位を足す。

注6 イからハまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。

注7 へについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。

なお、(IV) (V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8 トについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。

算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（1）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（1）か（2）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

注10 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

2介護予防通所介護相当サービス

イ 通所型サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 1,672単位（1月につき）

(2) 要支援2のみ 3,428単位（1月につき）

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）

ニ 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）

ホ 栄養改善加算 200単位（1月につき）

ヘ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算（I）150単位（1月につき）

(2) 口腔機能向上加算（II）160単位（1月につき）

ト 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算（I）

① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）

(2) 選択的サービス複数実施加算（II）

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）

チ 事業所評価加算 120単位（1月につき）

リ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（I）

① 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 176単位（1月につき）

(2) サービス提供体制強化加算（II）

① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）

(3) サービス提供体制強化加算（III）

① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）

② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）

ヌ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（I）100単位（1月につき）

(2) 生活機能向上連携加算（II）200単位（1月につき）

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

※ 3月に1回を限度とする

ル 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（I）20単位（1月につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（II）5単位（1月につき）

※ 6月に1回を限度とする

ヲ 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

ワ 介護職員処遇改善加算

（1）介護職員処遇改善加算（I）+所定単位×59／1000

（2）介護職員処遇改善加算（II）+所定単位×43／1000

（3）介護職員処遇改善加算（III）+所定単位×23／1000

（4）介護職員処遇改善加算（IV）+(3)の90／100

（5）介護職員処遇改善加算（V）+(3)の80／100

カ 介護職員等特定処遇改善加算

（1）介護職員等特定処遇改善加算（I）+所定単位×12／1000

（2）介護職員等特定処遇改善加算（II）+所定単位×10／1000

注1 イ（1）（2）について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。

注2 イ（1）（2）について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。

注3 イ（1）（2）について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。

注4 イ（1）（2）について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 イ（1）（2）について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

　イ（1） 376単位

　イ（2） 752単位

注6 ロ、ハ、ヌにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 ニの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱に準ずる。

注8 ホの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注9 ヘの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱に準ずる。

注10 リの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱に準ずる。

注11 ヌの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

- 注12 ルの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。
- 注13 ヲの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。
- 注14 ワについて、所定単位はイからヲまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV) (V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 注15 カについて、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない
- 注16 事業所と同一建物の利用者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。